

平成 31 (2019) 年度 東北大学法科大学院入学試験 (追加募集)  
試験科目: 民事法 (民法)

以下の【第1問】から【第5問】までのすべての問いに答えなさい。

なお、解答に際して民法の条文を参照する必要がある場合には、『ポケット六法 平成 31 年度版』の 404 頁から 537 頁 (民法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 44 号) による改正後の規定) を参照し、そのうちの第 5 編 (相続) の傍線が付された条文については、点線の枠内の条文 (民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 72 号) による改正前の現行規定) を参照しなさい。

【第 1 問】 (解答は 5 行程度で行いなさい。)

「胎児の権利能力」について説明しなさい。

【第 2 問】 (解答は 15 行程度で行いなさい。)

喫茶店を営む A は、その所有するアンティークピアノ甲を店に設置していた。資金繰りが悪化したことから、A は、2015 年 4 月、甲を 50 万円で B に売却した。しかし、B は、ピアノを置くための自宅の改修工事が終了するまで、甲を A の店に置くことを希望し、A もこれを承諾した。

2015 年 5 月 1 日、A の店を訪れた C が、店に置いてある甲を購入することを熱望し、100 万円で購入すると申し出たことから、A は甲を 100 万円で C に売却した。A は、甲が B に売却済みであるということを C には告げず、C もその事実は知らなかった。また、甲には売却済みであることを示すような印もなかった。C は、後日運送業者の手配をし、それまで甲を A の店に置いておくことにし、A もこれを承諾した。そこで、C はその日は帰宅した。ところが、その直後、C は A の店の常連客から、甲はすでに B に売却済みであることを聞いた。慌てた C は、同月 2 日、友人からトラックを借り、甲を自宅に持ち帰った。

2015 年 6 月 1 日、自宅の改修工事が終わり、A の店を訪問した B は、甲が店内にないことから A を問いただし、A が C に甲を売却し、甲が C のもとにあるという事実を知った。B は、C に対して甲の引渡しを請求することができるか、検討しなさい。

【第 3 問】 (解答は 5 行程度で行いなさい。)

学説において「売買は賃貸借を破る」と説明されることがある。①これは賃貸借の目的物が第三者に譲渡された場合におけるどのような原則について述べたものかについて説明したうえで、②その原則を修正する規定をあげ、その内容について説明しなさい。

【第 4 問】 (解答は 5 行程度で行いなさい。)

直接の加害者以外の者が、他人の行為について不法行為責任を負う場面について、民法の規定を一つあげ、①なぜ責任を負うのか、②どのような場合に責任を負うのか、について説明しなさい。

【第 5 問】 (解答は 5 行程度で行いなさい。)

実親子関係の成立において、嫡出子と非嫡出子には、共通点がある一方、相違点もある。それぞれについて説明しなさい。